

園則兼運営規程

幼保連携型認定こども園平群北幼稚園

園則兼運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、幼保連携型認定こども園平群北幼稚園（以下「本園」という。）を適切に運営するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第5号に基づく園則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条に基づく運営規程として制定するものである。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに0歳からの保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守して、適切に運営を行うとともに、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

3 本園は、「あかるく すなおに すこやかに」恵まれた環境でこころを育む園を目指し、「礼儀正しく感謝のこころをもつ子、心身ともに健全でたくましい子、豊かな感性をもち意欲的に活動する子、聞くこと話すことを大切にする子、善悪の判断をすることができる子」を教育保育目標に掲げ、次の教育保育方針に従い本園を利用する乳幼児に教育及び保育を提供する。

(1) 自然に囲まれ整えられた広い園内でさまざまな運動を行い、健全でたくましい身体を作る。(健康)

(2) 集団生活を通じて友だちと関わり、その中での決まりや約束事を守り、自主性や協調性を養う。(人間関係)

(3) 生命、自然、身近なものに関心をもち理解するとともに、思考力を養う。(環境)

(4) 会話、絵本、紙芝居等に親しみ正しい言葉を理解するとともに、相手の話を理解する力、自ら話す力を養う。(言葉)

(5) 音楽、身体表現、書道、絵画、製作等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力を養う。(表現)

(名称)

第3条 本園の名称は、幼保連携型認定こども園平群北幼稚園という。

(所在地)

第4条 本園の所在地は、奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘1丁目3番21号に置く。

第2章 定員、学級、教育・保育内容及び職員組織

(利用定員)

第5条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 54名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 33名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 16名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3名

(学級の編成)

第6条 3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(教育・保育の内容)

第7条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、特定教育・保育を行うほか、以下に掲げる教育・保育を行う。

- (1) 延長保育 1号認定子どもについては7時30分から10時まで及び14時30分から18時30分まで、
保育短時間認定子どもについては7時30分から8時まで及び16時から18時30分まで、
- (2) 一時預かり保育 7時30分から18時30分まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(子育て支援)

第8条 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を行う。

- (1) 園庭開放 原則として、毎月1回。

- (2) 未就園児教室 2才児プレ教室。1歳児親子教室。
- (3) 子育て相談 随時。地域の子育てをする保護者を対象に子育て相談に応じる。

(職員組織及び職務内容)

第9条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

- (1) 理事長 1名
法人事務及び園務を統括する。
- (2) 園長 1名
園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (3) 主幹保育教諭 2名
園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- (4) 保育教諭 13名以上
園児の教育及び保育をつかさどる。
- (5) 栄養士 1名以上
園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどるとともに、給食及びおやつを調理する。
- (6) 調理員 1名以上
献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 園 医 1名
園児の健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防及び感染症・食中毒の予防・指導等を行う。
- (8) 園歯科医 1名
園児の健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査、齲歯その他の歯疾の予防処置等を行う。
- (9) 園薬剤師 1名
園児の健康相談、保健指導、園において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、環境衛生検査に従事し、必要な指導と助言を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

第3章 年限、学期及び教育保育を提供する日、時間

(年限)

第10条 本園の教育保育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月 1日から 8月24日まで
- (2) 第2学期 8月25日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月 1日から 3月31日まで

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第12条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

- (1) 夏期休業 7月20日から8月24日まで
- (2) 冬期休業 12月24日から1月 6日まで
- (3) 春期休業 3月23日から4月 7日まで
- (4) その他園長が必要と認めた日

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として、10時から14時30分までとする。

4 園長が必要と認めたときは、第2項及び前項に規定する日時を変更することがある。

(2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第13条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子どもは、7時30分から18時30分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- (2) 保育短時間認定を受けた子どもは、原則として、8時から16時までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

第4章 入園、退園、転園、休園及び修了・卒園

(入園資格)

第14条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び0歳から2歳の保育を必要とする子どもとする。

(入園許可)

第15条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続)

第16条 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

- 2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、本園の教育保育に関する理念に基づく面談により、公正な選考を行うものとする。ただし、次に該当するものは、優先して入園することができる。
 - (1) 第1順位 入園希望者が未就園児クラス「ひよこ組」に在籍するとき
 - (2) 第2順位 入園希望者の兄弟姉妹が本園に在園中のときまたは兄弟姉妹が同時に入園を希望するとき
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、園児の居住する市町村の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。
- 4 在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の移動は、1号認定子どもについては園長が決定し、2号認定子どもについては園児の居住する市町村の行う利用調整を経て園長が決定する。
- 5 利用開始にあたっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、本規程の概要、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 6 前項の同意を得た保護者と本園との間に利用契約を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。

(退園、転園、休園)

- 第17条 退園、転園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。
- 2 本園は、病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。
 - 3 本園は、転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際し、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。
 - 4 本園は、園児が休園中においては、保護者への必要な情報提供等を継続して、円滑な再登園に配慮する等、状況に応じて適切に対応するものとする。

(提供の終了)

- 第18条 本園は、次の各号に該当する場合に教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(修了・卒園)

- 第19条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与し、卒園するものとする。

第5章 利用者負担その他の費用

(利用者負担その他の費用)

第20条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとし、その他の費用は別表のとおりする。ただし、制服代、給食費など必要に応じて実費を徴収し、その金額や項目は別途重要事項説明書に定める。

2 納付された入園手数料及び入園準備金は、入園を辞退した場合でも返還しない。

3 本園の利用に係る施設型給付費については、第1項の利用者負担額（保育料）を控除した額について、本園が法定代理受領するものとする。

第6章 緊急時の対応、非常災害対策、虐待の防止、その他重要事項

(緊急時等の対応)

第21条 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等を整備するものとする。

2 事故が発生した場合は、速やかに当該園児の保護者及び医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第22条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待の防止)

第23条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。

2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第24条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、次のとおり苦情を受け付けるための窓口を設置して必要な措置を講じるものとする。

- (1) 解決責任者 園 長 山寄 貞子
- (2) 受付担当者 副園長 門田 尚恵
- (3) 連 絡 先 0 7 4 5 - 4 5 - 4 5 4 5
- (4) 第三者委員 辰己 圭一・乾 陽一・小坂 和義

(秘密保持)

第25条 本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

	納付額	徴収の対象	徴収の目的	納付時期
入園手数料	30,000 円	2 号・3 号認定子ども	入園事務にかかる費用	入園申込時
入園準備金	30,000 円	1 号認定子ども	入園事務にかかる費用	入園申込時
教育充実費 (令和 7 年 5 月入園～)	月額 1,500 円 月額 2,500 円	0 歳児・1 歳児 2 歳児～5 歳児	教育・保育の充実のための教材研究、専門教員の配置や基準以上に配置している教職員の確保、子ども達の活動内容を充実し質の向上をはかるためにかかる費用。	毎月 18 日まで
施設充実費 (令和 7 年 5 月入園～)	月額 1,500 円 月額 2,500 円 月額 3,000 円	0 歳児・1 歳児 2 歳児及び 1 号認定子ども 2 号認定子ども	教育・保育で子ども達の活動内容を充実し質の向上を図るため、施設の維持・向上等にかかる費用。	毎月 18 日まで

2 預かり保育に係る利用者負担 : 1 号認定子ども (月極 2 歳児)

	利用可能時間	預かり保育料 (月極 2 歳児)	備考
早朝預かり	7:30～8:00	200 円 (400 円)	
通常預かり保育	15:20～18:00	30 分ごとに 100 円 (30 分ごとに 200 円)	バスコースにより異なり、朝にバスを変更した場合も左記の料金がかかります。 ※15:30 に別途おやつ代 100 円必要
延長保育	18:00～18:30	200 円 (400 円)	
土曜日預かり	8:00～16:00	2,500 円 (3,500 円)	給食代、おやつ代込み ※土曜日就労証明書の提出と事前予約が必要

長期休暇 (代休も含む)	7:30～13:00	900 円 (1,400 円)	給食代込み
	13:00～18:30	600 円 (1,000 円)	
	7:30～18:30	1,500 円 (2,400 円)	給食代込み ※15:00 に別途おやつ代 100 円必要

3 預かり保育に係る利用者負担 : 2号認定子ども・3号認定子ども

	利用可能時間	預かり保育料	備考
早朝預かり	7:30～8:00	200円	※土曜日の早朝預かり・延長保育はありません。
延長保育	16:00～18:00	30 分ごとに 100 円	
	18:00～18:30	200 円	

4 預かり保育に係る利用者負担 : 2号認定子ども・3号認定子ども

	利用可能時間	給食・おやつ代	備考
土曜日保育	8:00～16:00	500 円 3号認定児は無償	※土曜日就労証明書の提出と事前予約が必要